

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	カラオケボックス等における防火安全確保対策	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523 e-mail: t2.miyaji@soumu.go.jp
評価実施時期	平成19年12月20日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】小規模なカラオケボックスや複合カフェ(個室や個室に類するスペースを設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗)(以下「カラオケボックス等」という。)に対しても自動火災報知設備の設置を義務付けることにより、万一火災が発生した場合にあっても、その早期覚知・伝達を確実にし、逃げ遅れを防ぎ、もって火災による被害の拡大を防止すること。</p> <p>【内容】カラオケボックス等について、現行、消防法施行令第21条第1項第3号・第8号において、延べ床面積300㎡以上又は地階若しくは無窓階で床面積が100㎡以上の階に自動火災報知設備の設置が義務付けられているところであるが、同項等及び消防法施行規則の必要箇所を改正することにより、面積等の要件にかかわらず、すべてのカラオケボックス等に自動火災報知設備の設置を義務付ける。</p> <p>【必要性】カラオケボックス等においては、防音構造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造により、個々の利用客が火災に気付きにくく、従業員等による避難誘導も困難となりやすい。また、これら個室等が密集した施設形態となっていることから、密閉性が高く煙・熱が滞留しやすい、地上や安全区画への経路が断たれやすい等により、火災時の避難に支障を生ずるおそれがある。さらに、不特定多数の者の利用、とりわけ深夜・早朝における利用客の滞在等に伴い、迅速・円滑な避難行動をとることが難しくなることから、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。このほか、飲食の提供に伴い、調理油の加熱放置など火気使用による出火危険性を併せて有するものである。</p> <p>これらのことから、カラオケボックス等においては、たとえそれが小規模なものであっても、万一火災が発生した場合に、その早期覚知・伝達を確実にし、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるため、自動火災報知設備の設置の義務付けに係る消防法施行令の改正を行い、すべてのカラオケボックス等に対して自動火災報知設備の設置を義務付けることが必要となる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令及び消防法施行規則
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	ア 設置費用(機器代、消防設備工事請負代金、届出書類作成費等):約142,800~166,600万円(既存のものに設置する場合) イ 維持費用(点検費用):約6,970万円/年	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
(遵守便益)	<p>火災発生時の早期避難が可能となることにより、小規模なカラオケボックス等において自動火災報知設備を設置しない場合と比較して、生命及び身体に対する損害が最小限に抑えられることとなる。また、火災の早期覚知が可能となることにより、早期消火によって、財産上の損害も最小限に抑えられることとなる。</p>	
(行政便益)	<p>小規模なカラオケボックス等において自動火災報知設備を設置しない場合と比較して、カラオケボックス等の利用者の避難が速やかに行われることが期待できるため、火災発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることとなる。</p>	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>規制の費用については、上記で設定した試算条件の下で、全国ベースで、自動火災報知設備の設置に係る費用が約142,800～166,600万円、その維持に係る費用が約6,970万円／年となる。</p> <p>一方、今回の「ビート」における火災を含め、過去5年間の延べ床面積300㎡未満のカラオケボックスにおける火災事例を分析すると、31件の火災が発生しており、3名の死者及び6名の負傷者並びに少なくとも3,000万円以上の物的損害が生じている。今回、自動火災報知設備を設置することにより、これらの火災による被害の拡大を防止することができるのと、規制の便益として、何ものにも代え難い利用者の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減され、かつ、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減されるということがあげられる。</p> <p>また、単純に数値化することが困難な便益として、必要最小限の消防用設備等の設置がなされていることにより、利用者に当該防火対象物が安心・安全であると認識されることから生じる経済的利益等があげられる。</p> <p>さらに、カラオケボックス等の危険性を踏まえると、自動火災報知設備の設置は、人命確保のために必要不可欠であると考えられ、また、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的であること(消防法第1条)に鑑みれば、当該目的の達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務と捉えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回のガス漏れ火災警報設備の設置の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>予防行政のあり方に関する検討会中間報告</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>予めレビューを行う時期は設定しないが、今後の取組状況や社会情勢を踏まえつつ、予防行政のあり方に関する検討会等での検討も参考にした上で、必要と認める場合にはレビューを行うものとする。</p>
<p>備考</p>	